大阪府における薬物依存症者等ケア強化事業

大阪府こころの健康総合センター

杉原　亜由子

住田　佑子・夛良　昌子・高岡　由美・笹井　康典

１　はじめに

大阪府では、依存症者への適切な治療やより良い対応等を実現するため、本人・家族・職員等への支援体制の強化を目的とした「薬物依存症者等ケア強化事業」、「依存症治療拠点機関設置運営事業」などに取り組んでいる。これらの事業の特徴は、医療や福祉関係だけではなく、司法関係、当事者団体等多分野、多職種の方が参加していることである。その取り組み状況について報告する。

２　概要

（１）事業の概要

薬物、アルコールなどの依存症は、適切な治療と支援により回復が十分可能な病気であるが、治療につながりにくいという病気の特性や、治療ができる医療機関や地域における支援体制が十分整っていないという社会的な要因などから、依存症者が必要な治療を受けられない現状にある。

このため、平成26年度から薬物依存症者等ケア強化事業・依存症治療拠点機関設置運営事業のふたつの事業を実施することとなった。

「薬物依存症者等ケア強化事業」は、大阪府、大阪市、大阪府警本部の３者が協力して実施している「あいりん地域を中心とする環境整備の取組み（５ヵ年計画）」の一つである。当センターでは、大阪市こころの健康センターと協働し、府内全体の依存症患者等のケア水準の向上を目的として、事業に取り組んでいる。

　「依存症治療拠点機関設置運営事業」は、平成26年度から全国５箇所で実施される国事業で、大阪府立精神医療センターを「依存症治療拠点機関」に指定して、依存症治療及び回復支援を目的に事業を展開している。

これらの事業を包括的に実施することで、①当事者・家族支援のための専門プログラムの実施機関の増加、②関係機関職員の支援力の向上、③関係機関・関係団体等による支援ネットワークの構築を進め、府全域のケア水準の向上及び大阪からの治療、支援モデルの発信を行っていく。

３　事業の内容

（１）専門的なケアの強化

　当事者支援の強化として、府内２病院に、当事者支援プログラムの開発等を委託した。入院中だけでなく、通院を想定したプログラムの開発を進めている。

　家族支援の強化については、当センターでは従前から保護観察所、堺市こころの健康センターとの共催で家族教室を実施していたが、開催期間が限られる等の課題があったため、本事業を活用し、家族支援の機会を増やし、受講者の増加を目指した。

（２）専門研修の拡充

　これから依存症者への支援を始める、また現在支援を行っている関係機関職員を対象に薬物依存症への理解、回復のプロセスや支援者の姿勢についての理解、さらに当事者の体験談を通じて依存症者への理解を深めることを目的とした研修を２回開催した。

参加機関は保健所、保健福祉センター、薬務課、地域定着支援センター、精神科病院、救護施設、障害福祉サービス事業所、保護観察所等の幅広い機関から、合計254人の参加があった。

事前・事後のアンケート比較では、受講者の知識とスキル、やりがいと自己効力感についての設問で大幅な改善が見られた。しかし、問題解決行動についての設問では変化が見られなかった。

また、研修会に合わせて依存症に関する知識の普及リーフレットを作成し、依存症者への支援の理解を深めた。

（３）支援ネットワークの構築

　効果的な当事者への支援方法を検討するため、当事者支援専門プログラム検討会議を実施した。保護観察所、更生保護施設、地域定着支援センター、病院、精神保健福祉センターにより、各機関の支援、取組みについて共有し、課題の検討を行った。また、庁内各課との連携として、金融課、薬務課との調整を行った。金融課では多重債務の相談窓口を開設しており、相談者の中にはなんらかの依存症を抱える人がいた。また、薬務課では薬物乱用防止事業、予防教育等を行っているため、今後は事業の相互共有、協働実施を検討する。

　各種依存症の治療・回復プログラムや支援ガイドラインの開発、支援体制モデルやネットワークの構築を目指し、総合的・効果的な依存症対策について関係機関及び団体等が協議・推進・連携を進めることを目的とした協議会を２回開催した。構成委員は各種依存症自助グループ代表、家族、入院、通院医療機関、刑務所、保護観察所、保健所、精神保健福祉センター等20名超である。

４　まとめ

　平成26年度から開始した本事業に取り組むうち、これまで当センターが対象としてきた保健・医療・福祉のネットワークだけでは依存症者のケアに対応できないことが明らかとなった。司法・教育も含めたより幅広いネットワークを構築し、当事者や家族の支援への活用が求められている。

　平成27年度の新たな取組みとして、専門研修では具体的なネットワーク、問題解決行動につなげることを目的として、保健・福祉・医療・司法・教育機関を対象とした事例検討会を計６回実施する。また、依存症治療拠点機関設置運営事業終了後も大阪の依存症支援ネットワークの構築を進めるために、この協議会委員による大阪アディクションセンター（ＯＡＣ）として体制を整えていく予定である。

依存症者、家族を支えるネットワークをより強固にしていくために、今後も事業を進めていきたい。

